

福岡県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

- ・ 県計画の基本となる国計画が新たに策定（第六次国土利用計画（全国計画）：令和5年7月）（以下、全国計画という）されたこと及び現行計画策定後の社会経済情勢（DX、大規模自然災害、ワンヘルスの推進等）の変動により、土地利用の在り方が大きく変わってきたことに対応するために行うものである。
- ・ なお、県計画とは別に定められている県土地利用基本計画が県計画を基本とするなど関連性が深いことから、計画策定に際し両計画を統合し、一体的な策定を行う。

2 計画の名称（案）

福岡県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画（以下、次期計画という）

3 目標年次の設定（県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標）

令和18年（策定から約10年後）を目標年次とする。

※基準年次については、直近の数値が採れる令和5年とする。

4 次期計画の策定に係る基本的な考え方

- ・ 国土利用計画については、法施行令第1条の規定により、以下に掲げる事項を定めることとされており、次期計画記載の事項もそれに沿う形とする。

（1）県土の利用に関する基本構想

（2）県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

（3）目標を達成するために必要な措置の概要

- ・ 加えて、次期計画策定にあたっては、国土利用計画に土地利用基本計画の内容を統合、両計画で内容が重複する部分を整理し、一体的な計画として整えるものとする。
- ・ 全国計画に定めのある事項を基本としつつ、ワンヘルスの推進など本県独自の取り組みを反映したものとする。

